

# 羽村市商工会会員事業所従業員表彰要綱

平成24年8月9日制定

## 第1条（目的）

羽村市商工会（以下、商工会という。）の会員事業所で働く従業員の努力と功績を顕彰し、従業員の勤労意欲の向上を図るとともに、会員事業所の業績の向上と地域経済の振興発展に寄与することを目的に羽村市商工会会員事業所従業員表彰（以下、従業員表彰という。）を行う。

## 第2条（従業員表彰制度）

従業員表彰は、次の2種類とする。

### （1）永年勤続表彰

- ア) 5年以上10年未満
- イ) 10年以上20年未満
- ウ) 20年以上30年未満
- エ) 30年以上の勤続者

同一区分で表彰は1回とする。

### （2）功労者表彰

商工会長の名をもって表彰することにふさわしい功労・功績のあった者について、事業主の推薦を尊重して表彰する。

## 第3条（申請者）

申請者（推薦者）は当該事業所の事業主とする。

## 第4条（表彰の時期）

商工会は表彰の申請を随時受付けるものとし、申請者は表彰状の発行希望日の1ヶ月前までに所定の申請書（推薦書）を商工会に提出することとする。

## 第5条（審査）

商工会長は、推薦内容を審査し、適当と認めたものを商工会長の名をもって表彰状を作成し交付する。

## 第6条（表彰状の授与）

商工会長は受賞者への表彰状の授与を推薦事業所（申請者）に託すこととする。ただし、推薦事業所が希望した場合は、商工会において授与を行うことができる。

## 第7条（推薦事業所負担金）

商工会は、表彰状の作成等に要する費用として、申請事業所から1件につき1,000円の負担金を徴収する。